

平成29年第3回春日井市議会定例会

附属資料

目 次

I	平成29年第3回春日井市議会定例会提出議案	1
1	補正予算	
2	条例案	
3	一般議案	
4	諮問	
5	報告	
II	条例案の要旨	3
III	一般議案の要旨	7
IV	諮問の要旨	8
V	平成29年度補正予算の概要	9
VI	報告の要旨	10

I 平成29年第3回春日井市議会定例会提出議案

1 補正予算

第43号議案 平成29年度春日井市一般会計補正予算（第1号）

2 条例案

第44号議案 春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について

第45号議案 春日井市市税条例等の一部を改正する条例について

第46号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第47号議案 春日井市歯と口腔の健康づくり推進条例について

第48号議案 春日井市私立幼稚園就園奨励費の補助に関する条例の一部を改正する条例について

第49号議案 春日井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

3 一般議案

第50号議案 （仮称）まなびと交流のセンター整備工事の請負契約について

第51号議案 南下原排水路整備工事の請負契約について

第52号議案 勝川駅南公園雨水調整池築造工事の請負契約について

第53号議案 救助工作車の取得について

第54号議案 農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

4 諮問

諮問第2号 公の施設を利用する権利に関する処分に係る審査請求について

5 報告

報告第2号 平成28年度春日井市一般会計継続費の逓次繰越しについて

報告第3号 平成28年度春日井市一般会計繰越明許費の繰越しについて

報告第4号 平成28年度春日井市一般会計予算の事故繰越しについて

報告第5号 平成28年度春日井市水道事業会計継続費の逓次繰越しについて

報告第6号 平成28年度春日井市公共下水道事業会計継続費の逓次繰越しについて

報告第7号 平成28年度春日井市水道事業会計予算の繰越しについて

報告第8号 平成28年度春日井市公共下水道事業会計予算の繰越しについて

報告第9号 訴えの提起の専決処分について

- 報告第10号 和解の専決処分について
 報告第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分について
 報告第12号 平成29年度春日井市土地開発公社の経営状況について
 報告第13号 平成29年度公益財団法人かすがい市民文化財団の経営状況について
 報告第14号 平成29年度公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団の経営状況について
 報告第15号 平成29年度公益財団法人春日井市健康管理事業団の経営状況について
 報告第16号 平成29年度公益財団法人春日井市食育推進給食会の経営状況について
 報告第17号 平成29年度勝川開発株式会社の経営状況について

補正予算	1 件
条 例 案	6 件
一般議案	5 件
諮 問	1 件
<hr/>	
小 計	13 件
報 告	16 件
<hr/>	
合 計	29 件

II 条例案の要旨

第44号議案

春日井市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について

- 1 雇用保険法の一部改正（平成29年法律第14号。平成29年4月1日等施行）に伴い、失業者の退職手当について次のとおり規定を整備するもの（第10条関係）
 - (1) 一定の条件を満たす特定退職者等に対し、所定の給付日数を超えて手当を支給することとするもの
 - (2) 移転費相当額の支給に係る職業の紹介元に特定地方公共団体及び厚生労働大臣の許可を受けた職業紹介事業者等を追加するもの
- 2 施行日
 - (1) 公布の日（平成29年4月1日適用）
 - (2) 平成30年1月1日

第45号議案

春日井市市税条例等の一部を改正する条例について

- 1 地方税法の一部改正（平成29年法律第2号。平成29年4月1日等施行）等に伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 市民税
 - ア 法人の市民税に係る法人税割の税率を次のとおり引き下げるもの（第32条の4、第32条の5関係）
 - (ア) 中小法人以外の法人 100分の7.9（現行 100分の11.6）
 - (イ) 中小法人 100分の6（現行 100分の9.7）
 - イ 個人の市民税について、所得割を課さない場合の算出の基準となる配偶者に係る規定を整備するもの（附則第5条の2関係）
 - ウ 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで（現行 平成31年まで）に延長するもの（附則第7条の3の2関係）
 - (2) 固定資産税・都市計画税
 - ア 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び一定の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置として、課税標準に乗ずる割合を2分の1とするもの（第56条の3関係）
 - イ 一定の政府の補助を受けた者が企業主導型保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該補助に係るものの用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置として、補助開始から5年度間の課税標準に乗ずる割合を3分の1とするもの（附則第10条の2関係）
 - ウ 都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置として、設置から3年度間の課税標準に乗ずる割合を3分の2とするもの（附則第10条の2関係）

(3) 軽自動車税

ア 軽自動車税の区分を再編し、現行の課税区分を種別割とするほか、新たに環境性能割の課税区分を設け、その税率を次のとおりとするもの
(第72条、第73条の4、第73条の5、附則第15条の7関係)

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車等			
ガソリン車、 ガソリンハイ ブリッド車	平成32年度燃費基準+10%達成車 (乗用車のみ)	非課税	非課税
	平成27年度燃費基準+20%達成車 (貨物車のみ)		
	平成32年度燃費基準達成車 (乗用車のみ)	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+15%達成車 (貨物車のみ)		
	平成27年度燃費基準+10%達成車		
上記以外の車		2%	2%

イ 軽自動車税に係る環境性能に応じた税率の軽減制度を2年間継続し、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに初回車両番号指定を受けた3輪以上の環境負荷の小さい軽自動車に係る平成30年度及び平成31年度分の軽自動車税の税率について、初年度分に限り軽減するもの
(附則第16条関係)

- 2 施行日 (1)ウ・(2)・(3)イ 公布の日
(1)イ 平成31年1月1日
(1)ア・(3)ア 平成31年10月1日

第46号議案

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 農業委員会の会長、副会長及び委員の報酬の額について、年額557,334円以内において市長が定める額を加算することとするもの(別表関係)
- 2 農業委員会における農地利用最適化推進委員の報酬及び旅費の額を次のとおりとするもの(別表関係)
 - (1) 報酬の額 月額24,800円に年額557,334円以内において市長が定める額を加算した額
 - (2) 旅費の額 春日井市職員等の旅費に関する条例に規定する市長等に支給する旅費相当額
- 3 施行日 公布の日

第47号議案

春日井市歯と口腔の健康づくり推進条例について

- 1 歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、各関係者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることで、施策を総合的に推進し、市民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することをこの条例の目的とするもの（第1条関係）
- 2 市民による歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療、ライフステージに応じた市民の歯と口腔の健康の推進並びに関連施策との連携及び関係者との協力による総合的な推進を歯と口腔の健康づくりの基本理念とするもの（第3条関係）
- 3 市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者、事業者及び市の責務を規定するもの（第4条―第8条関係）
- 4 歯と口腔の健康づくりの推進のため、市が実施する施策について規定するもの（第9条関係）
- 5 市長は、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本方針、目標等を定めるもの（第10条関係）
- 6 施行日 公布の日

第48号議案

春日井市私立幼稚園就園奨励費の補助に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 次のとおり補助金の上限額を引き上げるもの
(1) ひとり親世帯等以外の世帯（別表第1関係）

世帯区分	子の区分	現 行	改正案
市民税所得割非課税	第2子	290,000円	308,000円
市民税所得割額が 77,100円以下	第1子	115,200円	139,200円
	第2子	211,000円	223,000円

- (2) ひとり親世帯等（別表第2関係）

世帯区分	子の区分	現 行	改正案
市民税所得割額が 77,100円以下	第1子	217,000円	272,000円

- 2 施行日 公布の日

第49号議案

春日井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度について新たに基準を設けるもの（第5条関係）

- 2 建築物に係る建築面積の最低限度について新たに基準を設けるもの
(第8条関係)
- 3 上条町3丁目地区整備計画区域における建築物の制限について新たに基準を設けるもの(別表第1、別表第2関係)
- 4 施行日 尾張都市計画上条町3丁目地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日

Ⅲ 一般議案の要旨

第50号議案

(仮称) まなびと交流のセンター整備工事の請負契約について

- 1 契約金額 542,160,000円
- 2 契約の相手方 高柳・服部特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市鳥居松町5丁目75番地
株式会社高柳組
構成員 春日井市庄名町字池下804番地1
株式会社服部工務店

第51号議案

南下原排水路整備工事の請負契約について

- 1 契約金額 237,600,000円
- 2 契約の相手方 春日井市鳥居松町4丁目32番地
株式会社松浦組

第52号議案

勝川駅南公園雨水調整池築造工事の請負契約について

- 1 契約金額 329,400,000円
- 2 契約の相手方 大幸・アサヒ特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市勝川町5丁目31番地2
大幸建設工業株式会社
構成員 春日井市稲口町4丁目19番地3
アサヒビルド株式会社

第53号議案

救助工作車の取得について

- 1 物品内容 救助工作車(Ⅲ型)
- 2 取得価格 145,476,000円
- 3 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ名古屋支店

第54号議案

農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

農業委員会委員の任命につき、委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とする必要があるため、議会の同意を求めるもの

IV 諮問の要旨

諮問第2号

公の施設を利用する権利に関する処分に係る審査請求について

- 1 審査請求人 ■■■■■■
■■ ■■
- 2 処分庁 春日井市宮町3丁目8番地2
特定非営利活動法人学童保育所イルカクラブ（指定管理者）
- 3 処分の概要
審査請求人が平成29年1月11日付けで行った、子に係る西部子どもの家の利用許可申請に対し、処分庁が「子どもの家の定員に達しているため」との理由から平成29年3月1日付けで不許可処分を行ったもの
- 4 審査請求の趣旨及び理由
 - (1) 子どもの家の利用に係る必要性の点数化及び客観的判断が不明確であり、処分の取消しを求めるもの
 - (2) 子どもの家に係る事務全般の適法性及び定員超過問題等への市の努力過程の調査及び公表を求めるもの
- 5 裁決についての審査庁の考え方及び理由
 - (1) 子どもの家の利用許可選考は、春日井市子どもの家条例、同施行規則及び放課後児童健全育成事業利用許可基準に基づき適正に行われており、違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求のうち処分の取消しを求める部分については、棄却されるべきである。
 - (2) 本件審査請求のうち子どもの家に係る事務全般の適法性及び市の努力過程の調査及び公表を求める部分については、市に対する処分性のない事項に係る要望であり、審査の対象とならないため、却下されるべきである。

V 平成29年度補正予算の概要

1 補正予算

<一般会計>

(単位：千円)

款	内 容 等	金 額
2 総務費 15,000	1 コミュニティ集会施設整備補助 弥生集会所改築	15,000
3 民生費 6,459	1 私立幼稚園就園奨励費補助 補助金額の引上げ	6,459
6 農林水産業費 4,781	1 農業委員会委員等報酬 (1) 農地利用最適化推進委員 1,581 (2) 農地利用最適化交付金事業 3,200	4,781
合 計 26,240	財源内訳 国庫支出金 私立幼稚園就園奨励費補助金 県支出金 農地利用最適化交付金 繰入金 財政調整基金繰入金	1,636 3,200 21,404

VI 報告の要旨

1 平成28年度繰越事業の報告

(1) 継続費の通次繰越し（地方自治法施行令第145条第1項）（単位：円）

事業名	通次繰越額	左の財源内訳			
		国・県支出金	地方債	その他	一般財源
(一般会計)					
衛生プラント整備	2,000,000		1,500,000		500,000
細木公園雨水調整池整備	82,606,360		74,300,000		8,306,360

(2) 繰越明許費の繰越し（地方自治法施行令第146条第2項）（単位：円）

事業名	繰越額	左の財源内訳			
		国・県支出金	地方債	その他	一般財源
(一般会計)					
朝宮公園整備基本計画策定	40,000,000	20,000,000			20,000,000
文化フォーラム空調設備更新	53,000,000				53,000,000
坂下出張所整備	33,715,560				33,715,560
個人番号カード発行経費交付金	28,374,000	28,374,000			
臨時福祉給付金	676,985,000	676,985,000			
新型市民農園基本設計	7,214,400				7,214,400
市道7193号線歩道整備	65,000,000	22,500,000	42,500,000		
阿原跨線道路橋改修	518,000,000	55,000,000	416,700,000		46,300,000
旧藤山台東小学校施設整備	120,000,000	60,000,000	60,000,000		
旧藤山台東小学校施設住民参加促進	1,860,000				1,860,000
熊野桜佐土地地区画整理事業	101,040,000	51,474,750	47,800,000		1,765,250
J R春日井駅前広場整備	241,800,000	122,000,000	119,800,000		
小学校トイレ洋式化工事	96,000,000	22,784,000	73,200,000		16,000
中学校トイレ洋式化工事	50,000,000	13,540,000	36,400,000		60,000

(3) 事故繰越し（地方自治法施行令第150条第3項）（単位：円）

事業名	繰越額	左の財源内訳			
		国・県支出金	地方債	その他	一般財源
(一般会計)					
大清水橋耐震補強工事	19,865,040		17,800,000		2,065,040

(4) 継続費の逡次繰越し (地方公営企業法施行令第18条の2第1項) (単位:円)

事業名	逡次繰 越額	左の財源内訳				
		損益勘定 留保資金	工事収入	企業債	国庫 補助金	出資金
(水道事業会計) 高蔵寺中区・低区配水場 更新事業	86,400,000	86,400,000				
(公共下水道事業会計) 地藏ヶ池公園調整池 整備事業	418,652,440			222,200,000	196,452,440	
南部ポンプ場増設事業	253,755,000			197,000,000	53,200,000	3,555,000

(5) 予算の繰越し (地方公営企業法第26条第3項) (単位:円)

事業名	繰越額	左の財源内訳				
		損益勘定 留保資金	工事収入	企業債	国庫 補助金	出資金
(水道事業会計) 知多配水場整備事業	2,642,407,680	2,642,407,680				
上水道配水管布設替工事 (下条町外2町)	2,916,000	655,000	2,261,000			
上水道配水管布設工事 (高座台)	2,052,000		2,052,000			
上水道配水管布設工事 (廻間町)	80,460,000	80,460,000				
(公共下水道事業会計) 公共下水道南部汚水 13号幹線〔第2工区〕 管渠整備事業	131,308,200			74,200,000	50,469,760	6,638,440
高蔵寺浄化センター 管理棟耐震補強事業	84,500,000			40,000,000	42,250,000	2,250,000
上条地区管渠整備事業	629,572,000			291,500,000	279,652,012	58,419,988
熊野桜佐土地区画整理 地区管渠整備事業	328,404,000			149,000,000	149,202,000	30,202,000
ストックマネジメント 計画策定事業	8,856,000				4,428,000	4,428,000
第2中継ポンプ場 耐震補強実施設計事業	8,208,000			4,100,000	4,104,000	4,000
高蔵寺浄化センター 整備事業	238,680,000			107,400,000	131,274,000	6,000
勝西浄化センター 整備事業	301,344,960			146,800,000	154,457,728	87,232

2 その他の報告

報告第9号

訴えの提起の専決処分について

報告第10号

和解の専決処分について

春日井市立中学校における未納の学校給食費の支払について、次のとおり請求し、及び和解したもの

相手方	訴えの提起の要旨	和解の要旨
■■ ■■ (■■■■■■)	相手方に対し93,995円の支払を求める。	相手方は93,995円の支払義務があることを認め、平成29年5月から平成30年1月まで毎月分割して支払う。

報告第11号

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

自動車事故	6件
施設事故	11件
道路事故	6件
合計	23件